

**改正**

平成10年12月24日条例第34号

平成17年3月29日条例第9号

平成18年7月10日条例第162号

平成18年12月28日条例第176号

平成20年3月31日条例第7号

平成24年3月22日条例第9号

平成25年3月26日条例第9号

平成25年3月26日条例第10号

平成26年9月24日条例第36号

福井市重度障害者（児）医療費等の助成に関する条例

福井市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例（昭和48年福井市条例第6号）の全部を改正する。

（目的）

**第1条** この条例は、重度障害者（児）に対して医療費等の一部を助成することにより、重度障害者（児）の保健の向上に寄与するとともに、重度障害者（児）の福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、重度障害者（児）（以下「障害者」という。）とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- （1） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級、2級又は3級の障害を有するもの
- （2） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条の知的障害者更生相談所において次のいずれかに該当すると判定された者で、福井県知事から療育手帳の交付を受けたもの
  - ア 重度の知的障害者であって、知能指数がおおむね35以下のもの
  - イ 15歳未満の知的障害者であって、介護度が1度又は2度を有するもの

ウ 知能指数が50以下と判定された者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級又は2級の障害を有する者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第3項に基づく自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けたもの

2 この条例において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (4) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (5) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

3 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、後見人その他の者で、障害者を現に監護しているものをいう。

4 この条例において「一部負担金」とは、社会保険各法の規定による給付又は支給を受けた場合において該当法令の規定により被保険者、加入者、組合員又は被扶養者が負担することとなる費用をいう。

5 この条例において「医療機関」とは、社会保険各法の規定による保険給付を取り扱う病院、診療所、薬局等をいう。

6 この条例において「協力医療機関」とは、医療機関のうち、障害者に対する療養を行った場合、当該療養に係るレセプト（診療報酬明細書をいう。）の写し又は医療費助成事業対象者一覧表を作成し、医療費助成事業総括表を添付して福井県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に送付する等の協力をするものをいう。

（助成対象者）

**第3条** この条例による医療費等の助成（以下「助成」という。）の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、本市に住所を有する者（病院、障害者支援施設その他規則で定める施設（以下「施設等」という。））に入院、入所又は入居（以下「入所等」という。）し、当該施設等の所在する場所に住所を変更したことにより、本市以外の市町村から当該施設等に入所等をする際に

本市に住所を変更したと認められる者を除く。)であって、規則で定める社会保険各法の規定による被保険者、加入者、組合員又は被扶養者(社会保険各法の規定による継続給付を受けている者を含む。)であるもの(生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けている者を除く。)とする。

- 2 施設等に入所等をしたことにより、当該施設等の所在する場所に住所を変更したと認められる者であって、当該施設等に入所等する際に本市に住所を有していたと認められるもの(本市以外の市町村に所在する施設等に入所等した者に限る。)は、前項の本市に住所を有する者とみなす。ただし、継続して2以上の施設等に入所等をしている者にあつては、最初の入所等の前に本市に住所を有していたと認められる場合に限り、前項の本市に住所を有する者とみなす。

(所得制限)

**第4条** 前条の規定にかかわらず、第2条第1項第1号に規定する者のうち3級の障害を有するもの、同項第2号ウに規定する者及び同項第3号に規定する者(以下「3級障害者等」という。)については、3級障害者等、3級障害者等の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又は3級障害者等の扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。以下同じ。)のいずれかの者の前年の所得(1月から7月までの間において医療機関において受けた療養に係る助成については、前々年の所得)が、その者の扶養親族等(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族をいう。)の有無及び数並びに3級障害者等、3級障害者等の配偶者又は3級障害者等の扶養義務者の区分に応じ、規則で規定する額を超える場合は、助成は行わない。

(受給資格の登録)

**第5条** 助成対象者又は保護者は、助成を受けようとするときは、あらかじめ市長に申請して助成を受ける資格(以下「受給資格」という。)の登録を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申請があつたときは、その適否について審査を行い、適当と認められた者について同項の登録を行うものとする。

(受給証の交付)

**第6条** 市長は、前条第1項の登録を行ったときは、当該助成対象者又は保護者に対し受給資格がある旨の証明書(以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

- 2 前項の規定による受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、受給者証を破損

し、又は失ったときは、市長に再交付の申請をしなければならない。

- 3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後において失った受給者証を発見したときは、これを返還しなければならない。

(受給者証の有効期間及び更新)

**第7条** 受給者証の有効期間は、交付期日から交付期日後最初の7月31日までとし、8月1日に更新しなければならない。

(助成の範囲)

**第8条** 市長は、次の各号に掲げる受給者の区分に応じ、当該各号に定める額の助成を行うものとする。ただし、社会保険各法以外の法令その他規程により公費負担金、附加給付金等を受けることができる場合は、当該各号に定める額からその額を控除した額について行うものとする。

(1) 保護者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ定める額

ア 保護者が、その監護する助成対象者について受けた療養に要する費用の一部負担金を医療機関に支払った場合 当該一部負担金の額

イ 保護者が監護する助成対象者が、母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条第1項に規定する養育医療の給付を受けた場合 母子保健法第21条の4第1項の規定により徴収する養育医療の給付に要する費用の範囲内で市長が別に定める養育医療の負担金に相当する額

(2) 助成対象者 自己について受けた療養に要する費用の一部負担金に相当する額

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第3号に該当する者にあつては、病院又は診療所へ入院しないで行われる医療を受ける場合において必要な費用の負担に限るものとし、児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等に入所等をした者が当該指定障害児入所施設等において受ける医療については、一部負担金のうち食事の提供に要した費用に係る部分を除いた部分の額に限るものとする。

(受給者証の提示)

**第9条** 受給者は、受給者証に記載された助成対象者が協力医療機関において療養を受けようとするときは、社会保険各法に規定する被保険者証、加入者証又は組合員証とともに当該受給者証を提示しなければならない。

(助成の申請)

**第10条** 助成は、助成対象者が医療機関において療養を受けるときにその受給者であった者(以下「申請受給者」という。)の申請に基づき行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、助成対象者が協力医療機関において療養を受けた場合においては、

国保連から市長に医療費助成受給者一覧（申請受給者が支払った当該療養に係る一部負担金及び入院時食事療養費の定額負担分の額、当該助成対象者の氏名等が記載された書類をいう。）の報告があったときに、申請受給者から同項の申請があったものとみなす。

- 3 市長は、第1項の申請又は前項の報告があったときは、その申請又は報告の内容を審査し、助成の適否を決定するものとする。

（届出の義務）

**第11条** 受給者は、住所、氏名、加入保険、障害の程度その他の第5条第1項の規定による登録の申請に係る事項に変更があったとき（次項に規定する場合を除く。）は、速やかに、その旨を受給者証を添えて市長に届け出なければならない。

- 2 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条に規定する死亡の届出義務者は、速やかに、その旨を受給者証を添えて市長に届け出なければならない。

（助成の制限）

**第12条** 市長は、助成事由が第三者の行為によって生じたものである場合で、助成対象者が当該第三者から損害賠償を受けたときは、その金額の限度において助成を行わず、又は既に助成した金額を返還させることができる。

（助成金の返還）

**第13条** 市長は、偽りその他不正の行為によって助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 市長は、第8条の規定により助成すべき額を超えて助成を受けた受給者があるときは、その者からその超える額に相当する額を返還させることができる。
- 3 市長は、受給者が、助成を受ける前に、当該助成を受ける額の全部又は一部を、前条又は前2項の規定により命じられた返還に充てる旨を申し出た場合には、当該助成を行う際に当該返還を命じた額を徴収することができる。

（時効）

**第14条** 助成を受ける権利は、療養を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年を経過したときは、時効によって消滅するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該起算日は、当該各号に定める日とする。

- （1） 医療機関からの一部負担金又は入院時食事療養費の定額負担分の請求が遅延したとき 当該請求のあった日
- （2） 災害その他のやむを得ない理由により、申請受給者が第10条第1項の申請をすることがで

きなかったとき、又は国保連から同条第2項の報告がされなかったとき 当該やむを得ない理由がやんだ日の翌日

(委任)

**第15条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成9年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の福井市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後において医療機関において受ける療養に係る助成について適用し、施行日前に医療機関において受けた療養に係る助成については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に改正前の福井市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例第5条の規定により交付されている受給者証は、新条例第6条第1項の規定により交付されたものとみなす。

**附 則**（平成10年条例第34号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**（平成17年条例第9号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**（平成18年条例第162号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

**附 則**（平成18年条例第176号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の福井市重度障害者（児）医療費等の助成に関する条例の規定は、平成18年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の療養に係る改正前の第3条及び第8条の規定による療養費の助成については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に改正前の福井市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例第6条第1項の規定により交付されている受給者証は、この条例による新条例第6条第1項の規定により

交付されたものとみなす。

**附 則**（平成20年条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の福井市重度障害者（児）医療費等の助成に関する条例（以下「旧条例」という。）第6条第1項の規定により受給者証の交付を受けている者であって、施行の日（以下「施行日」という。）前に福井県以外の区域から市内の施設等に住所を変更したと認められるものについては、改正後の福井市重度障害者（児）医療費等の助成に関する条例（以下「新条例」という。）第3条第1項の規定による助成対象者とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第6条第1項の規定により受給者証の交付を受けている者であって、施行日前に施設等に住所を変更したと認められるものについては、当該受給者証の有効期間の満了するまでは、新条例第3条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、第5条に規定する医療費受給資格登録に変更があった場合は、この限りでない。
- 4 この条例による新条例の規定は、この条例の施行日以後の療養に係る助成について適用し、同日前の療養に係る助成については、なお従前の例による。

**附 則**（平成24年条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第13条の規定は、この条例の施行の日以後に医療機関において受ける療養に係る助成について適用し、同日前に医療機関において受けた療養に係る助成については、なお従前の例による。

**附 則**（平成25年3月26日条例第9号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**（平成25年3月26日条例第10号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年9月24日条例第36号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。